

(記載例)

(第1号様式の1)

不当労働行為救済申立書

令和 年 月 日

福島県労働委員会会長

申立人氏名 ○○工業労働組合
執行委員長 福島 太郎

労働組合法第7条1, 2, 3号違反(※)について、労働委員会規則第32条の規定により次のとおり申し立てます。※該当する号を記載してください

1 当事者の表示

- (1) 申立人 住所 福島市杉妻町2-16
氏名 ○○工業労働組合
執行委員長 福島 太郎
- (2) 被申立人 住所 福島市杉妻町2-16
氏名 ○○工業株式会社
取締役社長 杉妻 次郎

2 請求する救済の内容

- (1) 被申立人会社は、申立人組合の組合員に脱退を勧奨し、管理職を通じて親和会に加入するよう勧めるなど、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- (2) 被申立人会社は、申立人組合の令和 年 月 日付け団交申し入れについて、誠実に団体交渉に応じなければならない。
- (3) 被申立人会社は、令和 年 月 日付申立人組合執行委員長Fに対する解雇を取り消し、原職に復帰させなければならない。
- (4) 被申立人会社は、本命令受領の日から1週間以内に、縦1メートル、横2メートル程度の大きさの白紙に、別紙の内容を楷書で明瞭に記載の上、○の見やすい場所に○日間掲示しなければならない。※「別紙」を添付してください

3 不当労働行為を構成する具体的事実 ※時系列順に記載してください

- (1) 申立人組合は、令和 年 月 日に、被申立人会社の従業員72名をもって結成された労働組合で、結成大会においてFを執行委員長に選出した。なお、現在の組合員数は9名である。
- (2) 翌 月 日、申立人組合の三役は被申立人会社のA総務部長に対し、組合結成

(記載例)

- を通告するとともに、賃上げの要求書を手渡した。A総務部長は、要求書は受け取ったが、「団体交渉は要求書を検討してから後日行う」として同日の団交には応じなかった。
- (3) 月 日の午後8時頃、被申立人会社のS社長は、申立人組合の副執行委員長を自宅に呼び出し、「どうして組合なんかを作ったのか。組合なんかを作ってもいいことは何もない。直ちに解散しないと、今後お前たちを一切相手にしない」などと述べた。
- (4) 月 日、被申立人会社は管理職を含む26名をもって、〇〇工業親和会を発足させた。就業時間中に会合を開いたり、新会員を勧誘することが被申立人会社に認められたため、結局、会員は約80名となった。
- (5) B営業部長は、月 日の午後、同部の部員7名を本社第3会議室に集め、「今度組合ができたが、このままではライバル会社との競争に負けてしまう。潰れて皆が路頭に迷ってしまう。会社を守るために是非親和会に入って欲しい」と述べた。
- (6) 月 日、C庶務係長は、就業時間終了後、部下の組合員Pに廊下で「君も早く組合をやめて親和会に入った方がいい。僕も助かるし、君には会社も期待している」などと声をかけた。
- (7) その後も、被申立人会社は申立人組合に対する誹謗中傷と、申立人組合からの脱退勧奨を続けたため、組合員は結成時の72名から9名に激減した。
- (8) 申立人組合は結成通告した月 日、その後 日、 日と団交を申し入れたが、被申立人会社側はいずれも応じなかった。
- (9) 月 日、被申立人会社は初めて団体交渉に応じたが、「このような大幅な賃上げをしたら会社が潰れる。話し合う余地はない」と一方的に話し合いを打ち切った。翌 日にも、申立人組合は団交を申し入れたが、A総務部長は、「団交は時間の無駄だ。会社の姿勢が変わることは一切ない」として団交を拒否した。その後、度重なる申立人組合の団交申入れに対し、被申立人会社は一切応じていない。
- (10) 月 日の朝、F執行委員長はA総務部長に呼ばれ、勤務成績不良を理由に同日付で解雇を通告された。
- (11) 以上のように、被申立人会社が、執行委員長を勤務成績不良という口実で解雇して申立人組合の弱体化を図ろうとしたことは労働組合法第7条第1号に、正当な理由もなく団体交渉を拒否したことは同法第7条第2号に、組合結成直後に対抗して親和会を結成・援助し、申立人組合への誹謗中傷及び申立人組合からの脱退勧奨を行ったこと同法第7条第3号に、それぞれ該当する不当労働行為である。
- ※ 会社の行為が労働組合法7条のどの号に該当する不当労働行為なのか、該当する号数の順に記載してください

※「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。

- | | |
|------|-------|
| ・責任者 | (連絡先) |
| ・担当者 | (連絡先) |